

(序) 持続可能な社会を目指して～現代の環境問題

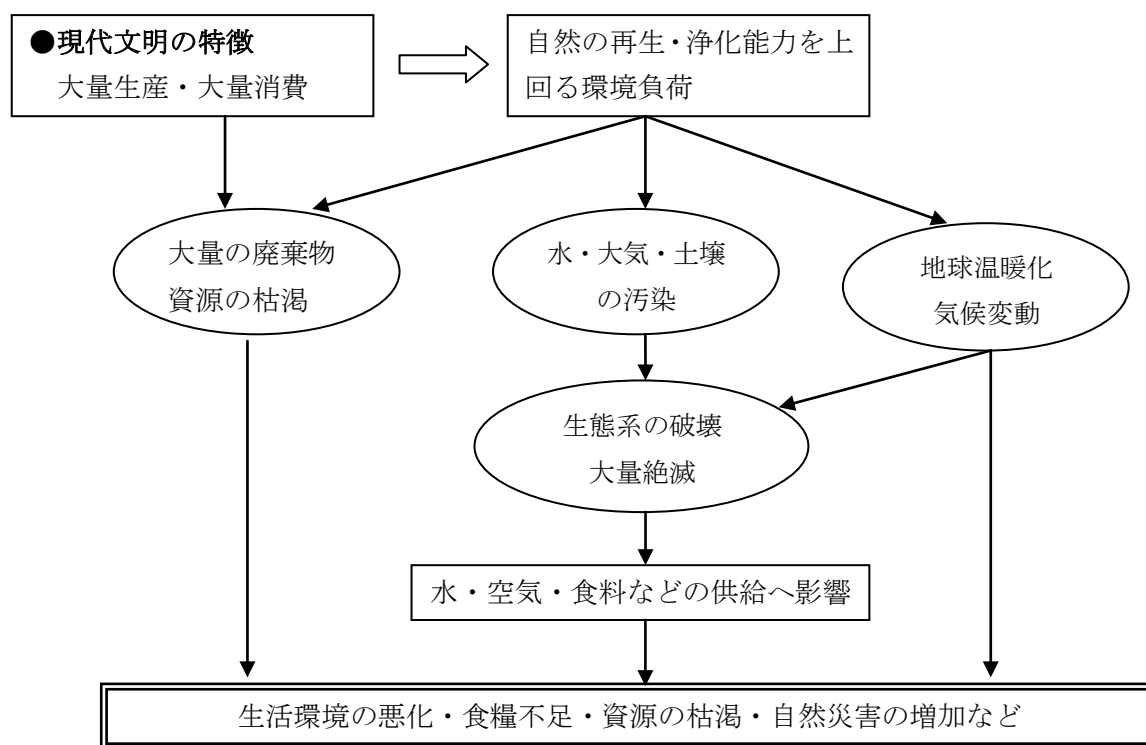
環境問題が叫ばれて久しい昨今ですが、何のために環境を守る必要があるのでしょうか？

それは、人類社会が持続的に発展するためです。

古来より人類は、森林など自然から得られる資源を利用して文明を築き上げてきました。人類の利用できる資源の量は、必然的に自然が再生する範囲内に収まっていた。

しかし、技術が進歩し、地下に埋蔵されていた資源を大量に掘り出し利用するようになると、自然の再生能力を超えた生産活動が行われるようになります。地下から掘り出された物質は、形を変えながらもずっと地上に留まり、水・大気・土の汚染、廃棄物、地球温暖化などの問題を引き起こしています。また、同時に自然破壊や生物の大量絶滅なども引き起こし、人類の生存に必要な生態系の機能にも影響を及ぼしています。

これまでも局所的に、自然の再生速度を上回る開発が行われた結果、衰退した文明はありましたが、移住や資源の移入で解決してきました。しかし、現代文明は、全地球規模に拡大しています。地球以外に生存の場所を見いだせない人類には、この地上で永遠に生き続けるため、環境に配慮した生き方が求められています。



●私たちにできること

自らの生活や事業活動を見直し、環境への負担を減らす取り組みが必要です。

酒田市では、多岐にわたる環境問題を整理し、酒田市の市民・事業者・市が行うべき取り組みを『環境基本計画』にまとめました。

I 酒田市環境基本計画の策定に関する基本的事項

酒田市環境基本計画とは

酒田市が環境に関して、どのような考え方で取り組んでいくかをまとめたものです。これは、酒田市環境基本条例で策定が義務付けられており、環境施策を計画的に実施するため、総合的で長期的な目標と施策の方向を策定することになっています。

(環境基本計画) 酒田市環境基本条例第8条

市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、酒田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

環境基本計画の目的

酒田市環境基本条例の前文で、「私たちは、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承していく責務があることを深く受け止め、市、市民及び事業者のすべての者の参加と連携の下、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な酒田市の構築」を目指すこととしています。

【酒田市環境基本条例】

- ◆ 「人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な酒田市の構築」(前文)
- ◆ 「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」(第1条)

基本理念

目的を実現するために、「環境の保全と創造」が計画的に実行されなければなりません。「環境の保全と創造」がどのようなものでなければならないかを示したものが「基本理念」です。

現在の環境課題を整理し、保全と創造が必要な環境とは何かを定め環境基本計画の策定を行います。

(基本理念) 酒田市環境基本条例第3条

- ① 環境の保全及び創造は、恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、市民がこの環境の恵沢を享受するとともに、良好な状態で将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。
- ② 環境の保全及び創造は、自然の復元力には限界があることを認識し、資源の有効活用により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、市、市民及び事業者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ③ 環境の保全及び創造は、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- ④ 地球環境保全は、市、市民及び事業者がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

施策の基本方針

理念を実現するために市の行う様々な政策の目指す方向を定めているものです。

(施策の基本方針) 酒田市環境基本条例第7条

市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に施策を行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、海浜、河川等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全され、生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全により、快適な都市環境の形成が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効活用等により、環境への負荷の低減が図られること。

計画策定の考え方

環境基本計画は、国の環境基本計画、酒田市総合計画の基本的な考え方や施策を基本としながら課題等へ取り組んでいきます。

また、第1次酒田市環境基本計画の課題などを踏まえ、さらに、広域的な取り組みとして山形県の施策も参考として策定します。

